

相続対策 ワンポイント・レッスン ～重箱の隅をつつくと〇十万円のお得～ その10

シリーズで「相続対策 ワンポイント・レッスン」について、解説させていただいています。
第10回目のテーマは、「重箱の隅をつつくと〇十万円のお得（あん分割合の調整）」について、解説します。
各相続人及び受遺者の相続税額は、相続税の総額を基として、次の算式により計算します。

$$T \times (B \div A) = \text{各相続人等の相続税額}$$

T：相続税法第16条の規定により算出した相続税の総額
B：その者の相続税の課税価格
A：同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る課税価格の合計額

この場合に、上記算式の中のB/Aの割合に小数点第2位未満の端数があるときには、相続人等の全員が選択した方法により、各相続人等の割合の合計値が1になるようその端数を調整して申告がなされている場合には、これを認めることとして取り扱われています（相基通17-1）。

小数点第2位未満の端数調整により各人の納付すべき相続税額が変動しますので、その旨の十分な説明と合意を必要とします。

【設例】父が令和6年3月死亡、相続人は母・長男・長女で、父の遺産の額は9億円、相続税の総額は30,872万円

● 相続人の課税価格・あん分割合・相続税額 (単位：円)

	課税価格 (単位：万円)	ケース1		ケース2		ケース3	
		あん分割合	相続税	あん分割合	相続税	あん分割合	相続税
母	30,000	0.33333...	0	0.33	0	0.34	2,058,100
長男	35,000	0.38888...	120,057,700	0.39	120,400,800	0.38	117,313,600
長女	25,000	0.27777...	85,755,500	0.28	86,441,600	0.28	86,441,600
合計	90,000	1.0	205,813,200	1.00	206,842,400	1.00	205,813,300

(※) ケース3の母の税額の計算例

- ① 算出税額 30,872万円×0.34=104,964,800円
- ② 税額軽減額 30,872万円×0.333333...≒102,906,666円
- ③ 納付税額 ①-②=2,058,100円(100円未満切捨て)

ケース1とケース3を比較すると相続税額に差はありません。しかし、ケース3の場合、第二次相続まで考慮すると、母が相続税を負担することにより第二次相続における財産が減少するとともに、10年以内に母の相続が発生すると相次相続控除の適用も受けることができる可能性があります。

ケース2の場合、端数処理により切り捨てられた部分に係る配偶者の税額軽減を受けることができませんので、その結果、最も税負担が重くなります。

また、母が令和7年2月に死亡した場合に、母固有の財産が1億円あると仮定し、父の相続においてあん分割合の調整の有無による母の相続税(法定相続分どおり相続すると仮定)を試算してみます。

● 相続税の計算 (単位：万円)

	母のあん分割合切り上げ		母のあん分割合調整なし	
	長男	長女	長男	長女
母固有の財産	5,000	5,000	5,000	5,000
父からの相続(注1)	14,897	14,897	15,000	15,000
課税価格	19,897	19,897	20,000	20,000
各人の算出税額	5,419	5,419	5,460	5,460
相次相続控除(注2)	△103	△102	-	-
納付税額	5,316	5,317	5,460	5,460
合計税額	10,633		10,920	

(注1) (3億円-2,058,100円)×1/2
≒14,897万円
(注2) 2,058,100円×100/100×
19,897万円÷39,758万円×(10-0
年)÷10年=1,029,050円

父が高齢で亡くなった場合、母もそれなりの年齢であれば、母の相続は10年以内に開始する可能性が高いと予想されます。そのような場合には、父の相続の際に母が相続する財産のあん分割合を母に寄せるような調整をすることで、母の相続の相続税を軽減することが期待されます。

(文責：山本和義)